

補論 「生殖医療民法特例法」

令和 2（2020）年 12 月 4 日に、「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」（生殖医療民法特例法）が第 203 回国会で成立した（令和 2 年法 76 号。同月 11 日公布）。この法案は参議院議員らの発議によるものであり、成立した法律は、「第 1 章 総則」「第 2 章 生殖補助医療の提供等」及び「第 3 章 生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例」の 3 章 10 カ条から成る。同法の目的は、生殖補助医療の提供等に関する基本理念を明らかにして、国及び医療関係者の責務や国が講ずべき措置と、第三者の卵子又は精子を用いた生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例について定めることにある。そのうち親子関係に関する第 3 章は、他人の卵子を用いた生殖補助医療により懐胎・出生した子は、出産した女性をその母とすること（9 条）、妻が夫の同意を得て他人の精子を用いた生殖補助医療により懐胎した子について、夫は民法 774 条にかかわらずその子が嫡出であることを否認することができないこと（10 条）が規定されている。9 条は、平成 15（2003）年 7 月 15 日に公表された法制審議会生殖補助医療関連親子法制部会の「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する要綱中間試案」（<http://www.moj.go.jp/content/000071864.pdf>）と同じ内容である。ただし、中間試案は、生殖補助医療の行為規制に関する立法が行われ代理懐胎が禁止されることを前提としたものであったが、生殖医療民法特例法 9 条は、最高裁平成 19 年 3 月 23 日決定（民集 61 巻 2 号 619 頁）を踏襲しつつ、代理懐胎を明示的に想定した規定ではなく（令和 2〔2020〕年 11 月 19 日参議院法務委員会〔秋野公造議員等の発言〕。<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120315206X00320201119¤t=1>）、代理懐胎等生殖補助医療に関する規制につき検討が進んだ段階で 9 条、10 条の特例を設けることも含めさらに必要な法制上の措置を講ずるとしている（附則 3 条 3 項）。一方、AID による懐胎子について、中間試案は実体法的に「同意した夫を子の父とする」とのルールを提案していた。それに対して、生殖医療民法特例法 10 条は、民法の嫡出推定制度を前提に嫡出否認手続の面から夫の同意があることを嫡出否認権の発生障害事由とする規定となっている（これは、上掲中間試案で示された案〔甲案〕の対案として法制審議会生殖補助医療関連親子法制部会で議論されていた乙案に倣ったものと見ることができる。http://www.moj.go.jp/shingil/shingi_030520-1.html）。

生殖医療民法特例法は令和 3（2021）年 3 月 11 日から施行されるが、第 3 章の 9 条と 10 条は同年 12 月 11 日を施行日とし、同日以後に生殖補助医療で出生した子に適用される（附則 1 条、2 条）。代理懐胎を含む生殖補助医療行為に関する規制、精子・卵子・胚の提供やあっせんの規制、生殖補助医療の当事者や精子・卵子の提供者に関する情報の扱いと子の出自を知る権利等の規律は先送りとなり、今後約 2 年を目途に検討して法制上の措置その他必要な措置を講ずるとされている（附則 3 条 1 項）。他方で、現在、法制審議会民法（親子法制）部会でも嫡出推定制度の見直しと生殖補助医療で出生した子の親子関

係につき議論が行われている (http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00010.html)。そこでは、先に生殖補助医療関連親子法制部会がそうであったように、生殖補助医療に関する行為規制がまだ法制化されていない現状で、生殖補助医療によって生まれた子につき民法上の親子関係の規律を検討することは難しいという意見も強いとされていた（法制審議会民法（親子法制）部会第7回会議議事録）。そのような中で、議員立法により生殖医療民法特例法が成立したことを受けて、今後この問題についてどのように議論が進むのかが注目される。

（常岡史子）